

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		一町田下地区
協議の結果を取りまとめた年月日		令和5年8月 1 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積 (農業上の利用が行われる農用地等の区域)	38. 4ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	38. 4ha

(2) 地域農業の現状と課題

当地区は、一町田下営農改善組合が中心となり、地区の農業と農地を守るため、農業機械や施設などを導入し、効率的な農業生産を行っている。 また、地域内の経営体も高齢化が進んでおり、今後は当組合による、防除作業等の農作業受委託を進める事で、生産コストと労力の削減を図りながら、併せて、組織の作業員等の新たな担い手の育成を行っていく必要がある。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方 (作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の主要作物は水稻となっており、米消費量の減少や、米価低迷の状態が続き生産拡大は見込めない状況となっている。このため、防除作業等については、一町田下営農改善組合への受委託を進め、生産コストの削減を図る。 また併せて、収益性ある園芸野菜など、新たな農業生産スタイルの導入を進めていく必要がある。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
一町田下営農改善組合を中心に地域の担い手となる新たな雇用を図っていく。また、地域の内外から農地を利用する者を確保し、担い手となる新規就農者等の育成に対し、集落全体で支援体制を構築し営農の定着を促進する。
(2) 農用地の集団化 (集約化) に関する目標
担い手が利用する農地面積は38. 4ha (令和6年度時点) 後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める (令和7年度から)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（１）農用地の集積、集団化の取組
一町田下営農改善組合が地域の担い手の中心となり農地の集積・集約化を進める。
（２）農用中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用しながら、一町田下営農改善組合及び担い手への農地集積・集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組
実施済
（４）多様な経営体の確保・育成の取組
必要に応じて、地区内外からの多様な経営体を地区内へ呼び込み、一町田下営農改善組合を中心として、栽培技術や生産活動のなど新たな担い手の育成の取組を行う。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業効率化が期待できる防除作業等は一町田下営農改善組合への受委託等を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止 対策		②有機・減農 薬・減肥料	☒	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作 物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵を設置する。

③共同機械の利用促進を図り、作業の共同化、受委託等の推進により生産コストの削減と労力の効率化を図り、品質、収量の安定した生産を目指す。